

平成 30 年

第 4 回 教育委員会 臨時会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成30年 第4回 定例・ <u>臨時</u> 委員会 議事録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成30年3月10日	<u>午前</u> ・後 9時00分	佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 3階 大会議室
閉会日時	平成30年3月10日	<u>午前</u> ・後 9時44分	
延会日時	平成 年 月 日	午前・後 時 分	
出 席 者		欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 渡邊 尚人			仲川 正道
1番委員 佐藤 辰夫			中村 友子
2番委員 仲川 正道			
3番委員 中村 友子			
4番委員 信田 恵子			
議案説明のため出席した職員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 総務係主任 佐藤 若菜 社会教育課 課長 越前 範行 課長補佐 後藤 康吉 中央図書館長 濱崎 賢一			
傍 聴 人	<u>有</u> ・無	2人	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第12号 教職員の人事異動内申について 議案第13号 佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について 議案第14号 佐渡市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 報告事項 1 意見書の受理について 2 その他 <その他> 次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・ 渡邊教育長</p>	<p>◎本臨時教育委員会は、午前9時00分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成30年第4回佐渡市教育委員会臨時会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、仲川委員と中村委員の2名を指名いたしますので、よろしくをお願いします。 ・ 日程第2、議案第12号「教職員の人事異動内申について」及び日程第3、議案第13号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」を議題といたします。 ・ 議案第12号及び議案第13号については、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<p>・ 委員全員</p> <p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、議案第12号及び議案第13号を秘密会といたします。 ・ 恐れ入りますが傍聴の方は退出をお願いします。 ・ 【秘密会】 ・ 【議案第12号「教職員の人事異動内申について」及び議案第13号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」は原案どおり可決及び承認された。】
<p>渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここから傍聴人は入室を許可します。 ・ 次に日程第4、議案第14号「佐渡市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。社会教育課長。
<p>越前社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、議案第14号佐渡市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明させていただきます。 ・ 第3条の開館時間及び第4条の休館日についての一部を改正するものがあります。第3条ですが、旧では「日曜日及び土曜日は午前9時から午後5時まで」、これを「日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は午前9時から午後5時まで」に改めるものがあります。 ・ また、第4条ですが、中央図書館及び各地区図書館は祝日法に規定する休日を除く月曜日となり、各分室については祝日法に規定する休日を除く水曜日、木曜日の休館日に改めるものになります。12月29日から翌年の1月3日までの年末年始及び蔵書点検等の特別整理期間については変更ありません。また、分室の羽茂図書室の休館日についてですが、水曜日の休館日を木曜日の休館日に改めるものがあります。各分室につきましては、今年度から職員の配置及び土曜、日曜の開館を行ってきております。羽茂図書室は水曜日を休館日として開館しておりますが、佐渡市図書館事業の一つでございます、ブックファースト事業を乳幼児健診日に開催しています。会場は羽茂農村環境改善センターで水曜日に開催されております。羽茂農村環境改善センター内にあります、羽茂図書室が休館日のため乳幼児健診後に子どものカー

<p>渡邊教育長 仲川委員</p>	<p>ド作成や子どもに読み聞かせを行う為の本を借りることができない等の支障が生じておりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、乳幼児健診後に図書室を利用したい、水曜日を開館してほしいとの市民からの要望もありました。 ・ また、当課で行っております「放課後子ども教室」は、水曜日に開催しております、教室の帰りに図書室を利用したいという要望もあることから変更するものです。 ・ なお、施行につきましては平成 30 年 4 月 1 日からを考えています。 ・ 質疑ございますでしょうか。 ・ 今年度当初から職員を配置して、図書館及び図書室で土日を開館するというところで進めておられましたが、それだけ費用がかかっていると思います。前回、中央図書館の館長がいらした時に私から要望を出させてもらいました。その後データ的に入館者数や貸出数等がこのことにより効果があったのか教えてもらいたいと要望しましたができていますか。
<p>濱崎中央図書館長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず来館者数でございます。平成 28 年度から平成 29 年度 2 月末現在でしかおさえていませんが、図書室の関係については 1.23 倍増えています。また、図書館については若干減っておりますが 0.97%と全体的には 1.0 倍とほぼ変わらない状況となっております。ですが、平成 28 年度の入館者数があまりにも平年よりも多くて参考にはならない程度の数字かもしれませんが、例年でいきますと 25 年度から 27 年度位までの平均で見ますと若干増えているという計算です。
<p>仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月末までを区切り統計をまとめていただいて、資料として示していただくとありがたい。その時に曜日ごとの来館者数の数値もお願いします。土日にどれだけ利用したのか興味があります。せっかくやっていることですので効果があれば続けていくのがいいと思うし、効果が上がっていないのであれば上がるように工夫するか、あるいは元に戻すか、考えなければいけないと思います。
<p>濱崎中央図書館長 渡邊教育長 委員全員 渡邊教育長 委員全員 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりました。 ・ 他にございますか。 ・ 質疑なし ・ それでは、これより採決いたします。 ・ 本件を原案どおり決することに異議ございませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 14 号「佐渡市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 5、社会教育法第 17 条第 2 項の規定による意見陳述についてです。 ・ 事務局の説明を求めます。

吉田学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育法第 17 条の規定には社会教育委員の職務という規定がなされています。先ほど教育長が言われました第 2 項にはこのように書かれています。「社会教育委員は教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べるができる。」ということで、この後、社会教育委員が入室され意見を述べます。
渡邊教育長 児玉社会教育委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、陳述者による意見を求めますがよろしいですか。 ・ これから資料を配布させていただいて、よろしいでしょうか。
渡邊教育長 児玉社会教育委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい、どうぞ ・ 意見陳述の内容を記載したものでございます。 ・ おはようございます。貴重なお時間を取らせていただいて申し訳ありません。私、社会教育委員長の児玉功と申します。 ・ 社会教育法第 17 条に「教育委員会に意見を述べるができる。」というそういうくだりがございまして、それに基づいて今日は貴重な時間を取らせていただきました。座って読上げさせていただきますのでよろしくお願います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成 30 年 3 月 10 日 佐渡市教育委員会 様 佐渡市社会教育委員会議 委員長 児玉 功 平成 30 年度教育委員会社会教育課の組織改編（案）について（意見書）」
	<p>平成 30 年 2 月 28 日佐渡市社会教育委員の会議に提案された標記の件について、別紙のとおり意見を取りまとめ、意見書として提出いたしますので尊重願います。</p>
	<p>佐渡市社会教育委員会議 委員長 児玉 功 副委員長 金子 春人 委員 石川 和彦 委員 小松 美知乃 委員 中川 義彦 委員 治田 博樹 委員 桃井 卓子 委員 吉田 久人 委員 庄山 忠彦 委員 本間 俊男 委員 村川 登志郎</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは意見書の方、ご覧いただきたいと思います。 ・ 「平成 30 年度教育委員会社会教育課の組織改編（案）について（意見書）平成 30 年 2 月 28 日」

	<ul style="list-style-type: none"> ・ これは社会教育委員会議を開いた日でございます。 ・ 「佐渡市社会教育委員会議」 ・ それでは本文の方をお願いします。次のページをお開きください。 ・ 「平成 30 年 2 月 28 日の社会教育委員の会議において検討した結果、下記の主要な事項について懸念が生ずる恐れがあるので、本会議の意見を尊重し、十分な研究と協議をもってから結論を出されることを要望する。 <p>1 佐渡市教育委員会社会教育課地区教育係と市長部局の地域支援係が相互兼務することにより懸念される主なこと。</p> <p>(1) 公民館の事業や活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育法第 20 条で定められている「・・・各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与」するという公民館の目的に則り進められるかどうか。 ・ 公民館の培ってきた事業や活動が縮小されることはないか。 <p>(2) 社会教育の目的の達成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の効率化だけが先行し、社会教育の意義や目的を踏まえながら事業遂行が行われないのではないか。 <p>2 佐渡市教育委員会社会教育課地区教育事務所長と支所長・サービスセンター長とが兼務することについての懸念される主なこと</p> <p>(1) 地区教育事務所長は、いずれも教育事務所運営の要として重要なポストを占め、多くの事業も担当している。支所長の多忙さを鑑みると、地区教育事務所長と兼務できるとは考えづらい。</p> <p>なお、本案件は平成 30 年 2 月 8 日の公民館運営審議会ですべて初めて公民館運営審議委員に提案され、社会教育委員には 2 月 28 日と併せて 2 回である。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上、意見として述べさせていただきました。どうもありがとうございました。
渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいま意見書が出ましたけれども、この後出されたことに対する質問がありましたらお願いしたいと思います。 ・ また、対応等の協議につきましては後日教育委員会への議案が出た時に参考にさせていただきたいと思います。よろしいですか。 ・ 陳述者の方、ありがとうございました。
児玉社会教育委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ どうもありがとうございました。
渡邊教育長 吉田学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の方からその他事項をお願いします。 ・ 特にありません。
渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 6 次回定例会開催日ですが、事務局の説明を求めます。

吉田学校教 育課長 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none">・ 次回定例会は3月26日（月）午後1時半からをお願いします。・ 以上で平成30年第4回佐渡市教育委員会臨時会を閉会いたします。 午前9時44分終了
-----------------------	---